

第5回逗子市地域自治システム沼間小学校区懇話会 会議概要

日 時：平成 25 年 5 月 8 日（水）18：30～20：30

場 所：沼間公民館学習室

出席者：

（メンバー）川島メンバー、半田メンバー、小清水メンバー、菅波メンバー、菅田メンバー、小野メンバー、藤田メンバー、望月メンバー、二瓶メンバー、匂坂メンバー、佐藤メンバー、服部（純）メンバー、服部（誠）メンバー、岩倉メンバー、橋本座長、永瀬副座長

（アドバイザー）名和田法政大学法学部教授

（市）平野経営企画部長、谷津経営企画部次長、廣末企画課長、仁科企画課副主幹、稲井主事、森本市民協働部長、細野市民協働課専任主査

議事概要：

1. 開会（廣末企画課長）

2. 「ずしの新しい地域自治」の仕組みの詳細の検討

(1) 地域包括交付金について

（永瀬副座長）世帯数というのは協議会に加入している世帯か、または地域全体の世帯数か。

（事務局）地域全体の世帯数である。

（メンバー）（1）の基礎額と（2）の世帯数加算額というのは、言葉をかえれば協議会の運営費のようなものか。色々な事業をやろうとすると、人件費や印刷代等がかかるので、そこに充てるものなのか。

（事務局）運営費に充てていただいても構わない。

（メンバー）世帯数加算額の根拠となる世帯数について、理想としては全世帯が加入することだが、そうとは限らない。それでも地域全体の世帯数で加算するということは、協議会が行うサービスの対象は地域のすべての世帯と理解してよいか。

（事務局）そのとおりである。協議会は地域を代表する団体であるので、全世帯が加入するのが理想だ。ただ、現実的には難しいので、認定をする際に地域の〇世帯をカバーする、といったような要件を別に議論していただきたい。事業の対象としては、基本的には全世帯である。

（メンバー）私の自治会では、自主防災組織の補助金をもらっているが、それも包括するのか。

(事務局) 資料としてお示した事業一覧の中で共通事業としているものについては、今すぐに包括できなくてもできれば将来的には、共通事業として包括することを考えている。

(メンバー) 協議会に加入しない団体がでてくると思うが、それについては別に考えがあるのか。

(事務局) そこが一番難しいところである。事務局の案では、市から協議会に一括してお支払し、地域内の協議会未加入の自主防災組織も含め調整していただきたいと思っている。ただ、あくまで案なので皆様のご意見を伺いたいし、共通事業としてできるか検証も必要だと思っている。

(メンバー) このことは、上桜山連絡協議会において検討中ということで話したいと思うがよいか。

(事務局) 検討中であること、また、みなさんで検討していただきたい事項と考えている。

(メンバー) 沼間が、共通でも選択でもない独自の事業をやりたいとしたときには交付金はもらえるのか。

(事務局) 自主事業としてとらえるので、(1)の基礎額及び(2)の世帯数加算額の中からまかなっていただきたい。

(メンバー) 独自事業は、地域によって内容も金額も大きく異なると思うので、基礎額などでは実施は難しくなるのではないか。

(メンバー) まかなえなかったときには、市と協議する余地はあるのか。

(事務局) 地域のまちづくり計画を作成していただく中で市と協議する場面は出てくると考えられる。

(メンバー) 独自の事業についてはそれに対応する交付金があるべきだと考える。

(名和田アドバイザー) 実際にいくらになるのか分からないので議論がしづらいと思われる。他市の事例だと、かなり高額な補助金を出しているところもあるが、持続可能性が低い。宮崎市では運営費としてアルバイト費 60 万円を出しているが、もし逗子市で活動拠点を設けてそこに人をおくとなると運営費としては相当な額になってくる。いずれにしても総額がわからないと難しいところだと思う。

また、財政的な支援としてお示しすると、担当課が予算を要求する際に地区毎に予算を見積もり、そこに協議会からの意見を反映させる、そしてそれを議会が審議するという仕組みもある。

もうひとつお話すると、包括交付金制度というのは、実は途方もない話で、ドイツでは憲法裁判にまでなっている。税金の使い道を使途を特定せずに、地域の代表である協議会にお任せしましょうと議会が決定するというのはすごい大きな権限である。協議会が議会にかわるような決定権を持つことになる。責任もあるし、誇りにしてよいのではないか。

(メンバー) 確かに、本来の包括交付金というのはものすごい価値があるものに聞こえるが、逗子市においては原案を見る限りものすごく縛りがきついし、すべてに歯止めがかか

っていると思われる。がんじがらめの交付金ではないか。

(名和田アドバイザー) (1) と (2) の部分は縛りはない。基礎額と世帯割については、どこの自治体でも論議になるところである。

(メンバー) 独自事業をやりたいときは、選択事業のメニューの中にとりいれていただくのはどうか。その際には審査会などを経て、市の色々な条件のもとに選択事業として認めていただくことはできないか。

(名和田アドバイザー) 池田市がやっている事例になる。それだと決定権という感じではなく予算を組む時に地域が意見を述べ、議会が決定するという形。この場合、行政は安心して交付できるというメリットはあるが、協議会にはその場で自分たちで決められないというデメリットがある。制度設計の分かれ目。

(メンバー) 地域の自主性をどう発揮すればよいのか。この事務局案だと、市の想定した事業しかできない。枠が決められていて、その枠のなかでは自主性が発揮できないのではないか。

(メンバー) 基礎額と世帯数加算額の中には、拠点施設を運営するための人件費や維持管理費は含まれるのか。

(事務局) 協議会の活動拠点については、後ほどの議題にあるが、ここでも触れさせていただく。沼間公民館は平成 26 年 4 月からコミュニティーセンター化する。具体的には、公民館の機能を残したまま地域の人が気軽に集まっていたりするようなカフェなどのオープンスペースを設ける予定。また、その一部に協議会が事務を行えるような場所を確保する。また、将来的にはセンターの運営を指定管理者に任せていくことを想定しているが、そのときには協議会が担っていただければ一番良い。したがって、拠点施設を運営するための人件費や維持管理費と包括交付金は別物だと考えている。

(2) 協議会の活動拠点について

(メンバー) 沼間公民館が沼間地区の拠点となったときには、その他の地区内の会館、例えば東逗子会館とのかかわりはどうなっていくのか。運営費はどうなるのか。また、東逗子会館は施設利用料をとっているが、公民館はどうなるのか。

(事務局) この地域自治の制度の検討と公民館を含めた地区会館をどう位置付けていくかは基本的には別の議論。コミュニティーセンター化した公民館については、方向性としては有料化する方向で、市内にある施設全体を考慮して検討している。

(メンバー) 活動の拠点というイメージがつかめないのだが、協議会の事務所以外に想定しているものはあるのか。

(名和田アドバイザー) 事務局がどう想定してるかよりも、むしろ、地域にどういう要望があるのかうかがいたい。

(メンバー) 事務室と会議室が 1, 2 あって、部会を 2 つくらい開ける部屋があったらよ

い。また、お茶を飲める場所、学生が勉強できたり寺子屋ができたりする場もほしい。

(永瀬副座長) まず平成 25 年度としては事務局がほしい、平成 26 年度以降は事務局プラス会議室がないとはじまらない。それくらいないと動きはできない。

(事務局) まさにそういうご意見をいただきたい。もちろん、わかりました、用意しますとは言えないが、まずは事務局のスペースは想定しているが、協議会を立ち上げた際に改めて検討してほしい。

(3) 地区担当職員について

(橋本座長) この 7 名は常駐するのか。

(事務局) 兼務なので、拠点施設に常駐はできない。

(メンバー) 各部の次長 1 名というのはどういう意味か。

(事務局) どの小学校区に何部の次長がはりつくかは不明だが、例えば福祉部の次長がどこかの小学校区に、環境都市部の次長がべつの小学校区に配置されるような形。

(メンバー) 地区担当職員の構成のなかで、推進員の 6 名については、市役所の職員でおぎなうのか、それとも地域の方を非常勤職員として雇うのか。

(事務局) 市の職員としての地区担当職員なので、地域の人を雇用することは想定していない。

(メンバー) あくまでも行政主体ということか。この制度は市民が主体なので、市民を雇えばもっとスムーズにいくのかなと思う。現に私も政令市の非常勤をやっているし、考えてみてもよいのかなと思う。

(事務局) お考えになっている地区担当職員の役割が少々違うのではないか。主体はあくまでも地域の皆様であり、それを行政へ橋渡しする役が地区担当職員である。この制度は行政の支援体制の 1 つである。

(メンバー) 「本来の業務に支障のない範囲」とあるが、今の時代どこも本来業務が忙しい、本来業務のせいにして、私はできません、ということにならないのか。この言葉のせいにして逃げられたりしないか。

(事務局) ここの意味は逆で、本来業務もしっかりやりなさい、と言っている。またそのためにもチーム制を組んでいる。責任逃れをさせないためにも次長をリーダーとしておいている。

(メンバー) 「ふさわしくない行い」とあるが、「懲戒免職とする」などはっきり書いたほうがよいのではないか。また、公務員として採用されている以上変な職員はいないだろうから、削ってもよいのではないか。

(名和田アドバイザー) 逗子市には関係ないと思うが、田舎のほうでは、地区担当職員になったら地域の方の小間使いにされてしまうという心配がある。だから、そういうことは職員としてふさわしくないのでやらなくてもよい、心配しなくていいですよ、と伝えていくように解釈できる。

(メンバー) 前向きな人をあててくれればよい。

(メンバー) 市には異動があるが、どうするのか。せっかく慣れたのに異動することもありうるのか。

(事務局) 次長は昇進しない限り変わることはない。メンバーは異動の可能性はあるが、地域の評価の高い者は、異動してもまた市民協働推進員に指名される可能性が高いのではないか。

(橋本座長) 地区担当職員の指名に、協議会は意見を言えるのか。

(事務局) 人事権は市長にしかないので、意見は言えない。

(メンバー) 次長は部長になったら解任されてしまう。教員も雇われの身なのであちこち飛ばされてしまう。そこで、学校支援地域本部を市長が立ち上げ、管理職が変わっても変わることはないコーディネーターを配置した。この制度では、そういう非常勤を配置するような予定はないのか。

(事務局) 協議会の事務局員を市の職員で配置する予定はない。

(名和田アドバイザー) 指定管理者を公募する際に、仕様書のなかに協議会の事務局機能を含めることは可能か。

(事務局) 指定管理料と交付金は種類が違うので、明確に分けないと議会を説得できないと思う。指定管理料の中に事務局員の人件費を含めるという考え方ではなく、例えばカフェをやってその売り上げで事務局員を雇うというやり方はありうる。いずれにせよ皆さんでご検討いただきたい。

(メンバー) コミュニティービジネスの収益授業をやってもかまわないのか。

(事務局) 構わない。

(メンバー) 学校支援地域本部でも非常勤の賃金は使ってはいけないことから、ボランティアでやっただけでいる。新しい地域自治の制度の中でも素晴らしい人材のボランティアの協力は期待できると考える。

(メンバー) 地区担当職員については、縦割り組織に横のつながりをもちこめるような、束ねた組織をつくってほしい。また、市の組織の中で職員のモチベーションを高めるために、地区担当職員の位置付けを重くしてほしい。

(メンバー) 地区担当職員を経験した者は将来部長になれるといった評価を得られるような位置付けをしてほしい。

(永瀬副座長) 要は、われわれがどう評価するかである。縦割りが横割りにというように、市としてすごいことをやろうとしているのは分かるが、地区担当職員になった人を我々がどう評価するのかというのが重要である。

(メンバー) 小さなコンパクトなまちだからできること。うまく軌道に乗せて行くことが大切。

(4) これまでの意見について (確認)

(メンバー) 沼間懇話会はこれで終わりだが、各地区の様子を知りたいし、全体懇話会の様子も知りたい。

(事務局) 現在4小学校区で懇話会が立ち上がり最低1回は実施していて、逗子小学校区では今月末に立ち上げる予定である。いずれにおいても会議録を作成し、ホームページに掲載しているのでご覧いただきたい。

3. その他

○ 全体懇話会へは、メンバーの互選により橋本座長、永瀬副座長が出席することとなった。

○名和田アドバイザー講評

- ・ 地域の方との意見交換は非常に有意義であると再認識した。地域の方は、地域を多面的に見ている。例えば、拠点施設の話については、他の地区会館との整合性について質問があった。このような視点が生産的な結果を生むことが非常に多い。また、地区担当職員の話のなかで、地域の人を雇用するという提案もあったが、色々なバリエーションがありえることを指摘してくださった。
- ・ 地域住民がコミュニティーセンターを管理運営していくという仕組みは、80年代に主流だった。逗子市が検討している施設に自分たちの活動拠点をもつケースは三鷹市がすでにやっているのので、参考になるのではないか。
- ・ 交付金に関して、身の丈に合った予算というのが非常に肝要。200万円とかもらっても使い切れていない。佐倉市は90万円くらいだが、だいたい使い切れているので、このあたりが妥当な線だと思われる。
- ・ 地区担当職員について、7名はかなり多い方。他の自治体では課長を筆頭に2名程度である。また、昔は政令市における区役所は、仕事のできない職員の配置先と言われていたが、今は逆になっており、仕事のできる職員が区役所へ配置され、また希望するようになった。同じことが市民協働推進員にも起きなくてはいけないと思う。

以上